

労務ROAD

社長が入れる労災保険のことなら

『葛城経営研究会』

詳しくは、06-6228-8755 まで!

河本社労士事務所

(編集担当:伊藤)

〒541-0047 大阪市中央区淡路町 2-4-3 ISOビル 7F Tel:06-6228-8555 Fax:06-6228-8556

職場でのあらゆるハラスメントは許されません

職場におけるセクシュアルハラスメント

▶就業場所で…▶出張先で…▶取引先で…▶顧客の自宅で…▶業務で使用する車中で…▶アフターファイブの宴会で…

■上司が女性の体にさわったが、抵抗されたため、その女性に不利益な配置転換、女性の就業意欲も低下

■社長が日頃から社員の性的な話題を公然と発言していたが、抗議されたため、その社員を解雇した

■同僚が社内や取引先などに対して性的な内容の噂を流したため、仕事が手につかない

➡ **職場におけるセクシュアルハラスメントは、男性も女性も、加害者にも被害者にもなり得る問題です。異性に対するものだけではなく、同性に対するものも該当します。**

職場におけるパワーハラスメント

■いきなり胸ぐらをつかまれて、説教された ■同僚の前で、無能扱いする言葉を受けた

■皆の前で、ささいなミス大きな声で叱責された ■必要以上に長時間にわたり、繰り返し執拗に叱られた

■挨拶しても、無視され、挨拶してくれない ■根拠のない悪い噂を流され、会話してくれない

■終業間際なのに、過大な仕事を押しつけられる ■達成不可能な営業ノルマを与えられる

■他の部署に異動させられ、仕事を何も与えられない ■個人所有のスマホを勝手にのぞかれる

➡ **予防するために…①トップのメッセージの発信 ②社内ルールの決定 ③アンケートによる実態把握 ④教育・研修 ⑤社内での周知・啓発**

解決するために…①相談窓口の設置 ②再発防止



職場における妊娠・出産・育児休業・介護休業等に関するハラスメント

■「産休・育休は認めない」と言われた ■妊娠を報告したら「退職してもらおう」と言われた

■切迫流産で入院したら「もうこなくていいから退職届を書け」と言われた

■妊娠を伝えたら「次の契約更新はしない」と言われた ■正社員なのに、妊娠したら「パートになれ」と言われた

■上司に妊娠を報告したら「他の人を雇うので早めに辞めてもらうしかない」と言われた

■育児短時間勤務をしていたら、同僚から「あなたが早く帰るせいで、まわりは迷惑している」と言われ、精神的に苦痛を感じている

➡ ●パート、派遣、契約社員など雇用期間の定めがある方(有期契約の方)も産休が取得できます。また一定の範囲の方は、育児休業や介護休業も取得できます。●男性も利用することができます。

●これまで利用した人がいないといった場合でも、法律を根拠に請求が可能です。

●どのような制度を利用したいのか、明確に伝えてもらってください。

「医師から〇〇という指導が出ている」、「妊娠中は△△を持ち上げる仕事が難しい」などと具体的に聞きましょう。

●休業開始日や終了日などを確認して休業等を取得してもらいましょう。

【厚生労働省より】

業種別にみる今年の賃金改定状況

平成 29 年 7 月に厚生労働省から、「平成 29 年賃金改定状況調査結果」が発表されました。

賃上げ実施割合は 50%に届かず

29 年の結果をみると、産業計では 47.9%が 1~6 月に賃金引上げを実施しています。業種別では、医療、福祉が 67.4%で最も高くなりました。次いで卸売業、小売業が 53.5%で、この 2 業種が 50%を超えました。一方、最も低いのは宿泊業、飲食サービス業の 35.8%でした。ただし、すべての業種で賃上げ実施割合が 28 年を上回りました。

賃金上昇率は 0.7~2.3%に

次に、1 時間当たり賃金額は、一般労働者では卸売業、小売業の 1,620 円が、パートタイム労働者では医療、福祉の 1,298 円が最も高くなっています。

賃金上昇率は、一般労働者では宿泊業、飲食サービス業の 2.3%が、パートタイム労働者では卸売業、小売業の 1.8%が最も高くなりました。



【厚生労働省より】